

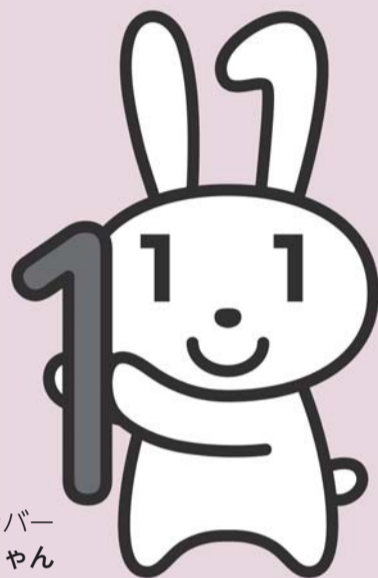


マイナンバー(社会保障・税番号)制度が スタートしました

区民の皆さんの利便性を高め、公平・公正な社会を実現することを目的とした「マイナンバー(社会保障・税番号)制度」が始まり、個人番号(マイナンバー)を記載した「通知カード」をお送りしています。28年1月から社会保障や税の手続きなどで個人番号の利用が始まります。

マイナンバー制度について詳しくは、区のホームページ [マイナンバー制度](#) をご覧ください。

担当=共通番号制度準備担当課 ☎5432-2948 ☎5432-3069



マイナンバー
マイナちゃん

スケジュール

27年10月以降

- 個人番号の付番
- 通知カードの送付

28年1月

- 社会保障・税・災害対策の手続きで個人番号の利用開始
- 申請した方へ個人番号カードの交付開始

29年1月

情報提供ネットワークシステムの連携、マイナポータル(国)の運用開始

29年7月

情報提供ネットワークシステムの連携、マイナポータル(区)の運用開始

通知カードが届いていない方へ

個人番号を記載した「通知カード」を、27年10月5日を基準日に作成し、お送りしています。お手元に届いていない場合は、今すぐ世田谷区マイナンバー制度コールセンターへご連絡下さい。



住民票の住所と実際に住んでいるところが違う方

早急に、実際にお住まいの住所に住民票の異動(転出・転入、転居)の手続きをして下さい。届出後に、新しい住所へ通知カードをお送りします。

※DV・ストーカー等、児童虐待等の被害者、東日本大震災による被災者、一人暮らしで長期の入院・入所されている方など、事情により住民票の異動ができない方は、世田谷区マイナンバー制度コールセンターまでご連絡下さい。

簡易書留の不在確認票が入っていたが通知カードを受け取れなかった方及び世田谷区から「通知カード再送付のお知らせ」(ハガキ)を受け取った方

通知カードを改めてお送りします。また、代理人が「個人番号カード専用窓口」(2面参照)で受け取ることもできます。

詳しくは、世田谷区マイナンバー制度コールセンターへお問い合わせ下さい。

世田谷区マイナンバー制度コールセンター

☎5713-7428 FAX 5710-0761

日本語、外国語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)対応 毎日午前8時～午後9時(年末年始を除く)

国ホームページ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber>

個人番号カード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/>



個人番号カードの申請と交付について



個人番号カードは、申請した方だけに交付されるカードです(希望しない方は申請の必要はありません)。初回の発行手数料は無料です。

<個人番号カードイメージ>



表

裏

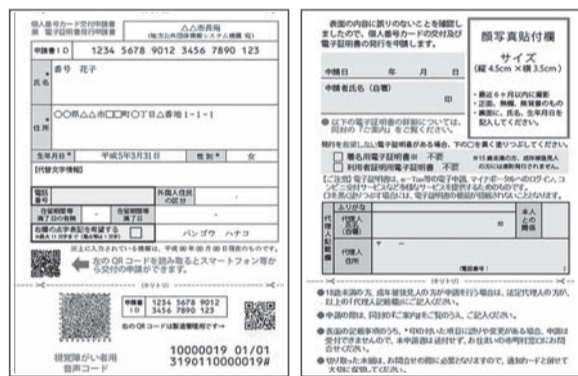


個人番号カードの申請

個人番号カードの交付を希望される方は、通知カードが届いてから下記のいずれかの方法で申請して下さい。

申請書の郵送

通知カードに同封の個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼って返信用封筒で送付します。



スマートフォン、パソコンから

スマートフォン、デジタルカメラ等で顔写真を撮影



申請用WEBサイト
(<https://net.kojinbango-card.go.jp>)にアクセスし、メールアドレスを登録

個人番号カード 申請 でも検索できます。スマートフォンは、カメラで個人番号カード交付申請書のQRコードを読み取ることでアクセスできます。



登録したメールアドレス宛てに通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス



画面の案内に従って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信

まちなかの証明用写真機から

申請可能な証明用写真機に、個人番号カード交付申請書を持参して入る



タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、写真撮影料金を入れて交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす



画面の案内に従って、必要事項を入力、顔写真を撮影して送信



※申請可能な証明用写真機は、順次対応予定です。詳しくは、個人番号カード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)をご覧ください。また、写真撮影料金は申請者の負担となります。

個人番号カードの交付

個人番号カードの交付準備ができたら、区からご本人へ「交付通知書」をお送りします。受け取りに持参するものや、交付場所、日時指定の方法等については、個別に詳しくお知らせします。



個人番号カードは代理人が受け取れますか？

申請者本人が病気などで来所できないときは、代理人が受け取ることができます。その場合は、代理権が確認できるものや、本人の来所が困難であることを証する書類(診断書等)などがが必要です。詳しくは、ホームページ等でご確認下さい。なお、「仕事で忙しい」などの理由では、代理人による受け取りはできません。

個人番号カード交付の窓口では、**暗証番号**を入力していただきます

交付窓口	
〔個人番号カード専用窓口〕 キャロットタワー2階	平日 午前8時30分～午後8時 (受付は午後7時30分まで) 土曜 午前8時30分～午後6時 (受付は午後5時30分まで) ※第3土曜は休み。
太子堂・経堂*・北沢・等々力・用賀*・成城・烏山出張所、二子玉川分室*、世田谷総合支所区民係*、烏山総合支所区民・戸籍係* (いずれも受付日時指定制)	平日・土曜 午前9時～午後5時 (受付は午後4時30分まで) ※第2・第3土曜は個人番号カードの交付は行いません。

*の窓口は、土曜の受付日時指定はできません。

	暗証番号	登録の種類	こんなときに使います
①	4ケタの数字	①利用者証明用電子証明書 ②住民基本台帳 ③券面事項入力補助用 ※同じ暗証番号を設定することもできます。	・コンビニ交付(下欄参照) ・マイナポータル ・転入・転居の手続き 等
②	英数字6文字以上 16文字以下	署名用電子証明書	イータックス e-Tax(電子確定申告)などの電子申請

※最大4種類(少なくとも2種類)の暗証番号を設定する必要があります。あらかじめご用意のうえ、交付窓口にお越し下さい。

28年2月から証明書のコンビニ交付が始まります

コンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機で証明書が取れるようになります。利用には、個人番号カードと利用者証明用電子証明書の暗証番号(4ケタの数字)が必要です。

- 利用できる店舗 : 全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス
- 利用時間 : 毎日 午前6時30分～午後11時(年末年始、メンテナンス時を除く)
- 交付手数料 : 1通200円
- 取得できる証明書 : 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書・納税証明書

※個人番号記載の住民票の写し、住民票コード記載の住民票の写し、除票・履歴つき住民票の写し等の交付は行いません。
※課税証明書は現年度のもの、納税証明書は前年度・現年度のものに限り交付を行います。



個人番号の利用について



「個人番号確認」と「本人確認」

なりすまし防止のため、個人番号と本人の確認なしでの手続きはできません。

1

社会保障の申請や、税の申告などで個人番号を記入。

区では、医療保険、介護保険、児童手当、子ども・子育て支援の手続き、障害のある方の手続き、生活保護、予防接種や税の申告時に使用する予定です(税の申告は29年1月から)。



2

個人番号カード、または通知カードと運転免許証や保険証などを提示いただき、「個人番号確認」と「本人確認」を行います。

個人番号カードを持っている場合

個人番号確認と本人確認が1枚で可能です。

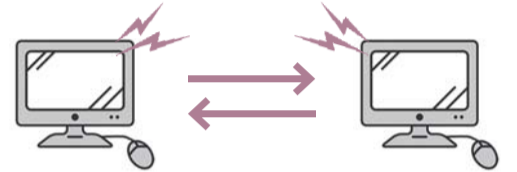
個人番号カードを持っていない場合

[個人番号確認] 通知カードまたは個人番号記載の住民票の写し
[本人確認] 運転免許証、パスポートなど

3

区や国などが必要な情報を他の自治体等から電子情報で取り寄せ、給付の決定や、保険料の計算などを行います。

個人番号を利用することで国等への証明書等の添付が省略できるようになります(国は29年1月から、自治体間は29年7月から)。



個人番号は覚えなくてはいけないの？

なりすましなどの悪用を防止するため、「個人番号確認」と「本人確認」を行わないと個人番号は利用できない仕組みになっています。個人番号だけでは利用できないため、覚える必要はありません。



運転免許証やパスポートを持っていない場合の本人確認書類はどのようなものですか？

1点で確認可能なもの

身体障害者手帳、
愛の手帳(療育手帳) など

2点以上で確認可能なもの

年金手帳、健康保険証、後期高齢者医療証、介護保険証、生活保護受給者証、社員証、学生証 など

※顔写真が現在の容姿と著しく異なる場合は不可。

個人番号を利用する手続き

※色文字は条例に基づく事務。

税 (28年分の申告書から)	特別区民税・都民税の申告等(29年1月から) <国税> 所得税、法人税の申告等(29年2月から) 年末調整関係書類・法定調書の作成	子ども・家庭支援	児童手当等の支給 児童扶養手当の支給 要・準要保護児童・生徒医療費援助 母子・父子福祉資金の貸付、日常生活支援 母子・父子家庭自立支援給付金の支給 特別児童扶養手当の支給 入院助産・母子生活支援施設における保護等 母子及び父子福祉応急小口資金の貸付 児童育成手当の支給 女性福祉資金の貸付
国民健康保険	国民健康保険の加入・給付等 後期高齢者医療の申請等	保健・衛生	小児慢性特定疾病医療費助成等 予防接種の実施等 母子健康手帳の交付等 結核医療費公費負担等 健康増進事業の実施
介護保険	介護保険の認定・給付等 生計困難者等に対する利用者負担額の軽減 介護保険料の減額	住宅	区営住宅・ 区立高齢者借上げ集合住宅 ・区立特定公共賃貸住宅・ 区立ファミリー住宅の申請等
高齢者	老人福祉法による入所措置、福祉緊急対応	生活保護	生活保護の申請等
障害のある方	児童通所支援等 身体障害者手帳の申請等 身体障害者福祉法による福祉緊急対応等 精神障害者保健福祉手帳の申請等 知的障害者福祉法による福祉緊急対応等 特別障害者手当・障害児福祉手当等の支給 障害者総合支援法による給付等 軽自動車税の減免 世田谷区心身障害者福祉手当の支給	その他	戦傷病者戦没者遺族等援護による給付等 戦没者等の妻・父母等・遺族に対する特別給付金等の支給 中国残留邦人等に対する支援給付
		災害対策	災害対策基本法による被災者台帳作成

こんなときはどうしたら？

手続きの際に、「個人番号を書いて下さい」と言われたが、何に使うのかわからない。

個人番号を提供するときは、必ず何の目的で使うのかを示さなければいけないと法律で定められています。目的の説明がない場合は、個人番号を教えなくて下さい。勤務先の場合も同様です。



通知カード、個人番号カードをなくしたときは？

通知カード、個人番号カードをなくしたら、まず警察署に遺失届をして下さい。個人番号カードをなくした場合、国のコールセンターに連絡するとカードの一時停止ができます(☎0570-783-578。24時間受付)。いずれのカードも、区の窓口で紛失届と再交付の申請をして下さい(再交付には手数料がかかります)。



マイナンバー制度に関する よくある質問

Q 自分の個人番号を取り扱う際に気をつけることは？

A 個人番号は、生涯にわたり利用する番号です。紛失や漏えいすることがないように、大切に保管して下さい。法律や条例で決められている社会保障、税、災害対策の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみに個人番号を他人に教えないようにして下さい。

Q 個人番号カードを持たないと、困ることがありますか？

A 社会保障の手続きなどで個人番号を利用する場合は、通知カードと本人確認書類をあわせて提示いただければ大丈夫です。e-Tax（電子確定申告）や、28年2月から始まる証明書のコンビニ交付、29年から始まるマイナポータルを利用したい場合は、個人番号カードが必要です。

Q 勤務先に個人番号を提供すると、これまで知らなかった情報が知られてしまうようになるの？

A 勤務先では情報提供ネットワークシステムを利用できないため、個人番号を教えてもこれまで知らなかった情報を取得できるわけではありません。

Q 個人番号カードをなくすと、他人に個人情報が全部知られてしまうの？

A 個人番号カードには、所得額や医療情報などの個人情報は記録されません。カードから情報が流出することはありません。

Q 携帯電話の契約や、レンタルビデオ店などで個人番号カードを提示すると、個人番号を知られてしまうので心配です。

A 個人番号カードの裏面には個人番号が記載されています。レンタルビデオ店等では個人番号カードの裏面のコピーをすることは禁止されています。

Q マイナンバー制度のことで不審な電話がかかってきました。どうしたらよいですか。

A マイナンバー制度の通知や利用などの手続きで、区や公共機関などが、個人番号や個人情報、口座番号などを電話でお聞きすることはありません。また代金を請求したり、ATMの操作をお願いしたりすることも一切ありません。不審な電話やメール、訪問等があったら、警察または世田谷区マイナンバー制度コールセンターにご相談下さい。

事業者の皆さんも

マイナンバー制度への準備が必要です

28年1月から、社会保険の手続きや源泉徴収票の作成などで、従業員などの個人番号を取り扱うこととなります。

事業者向けガイドライン等を必ずご確認ください。

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/corp/>

政府広報マイナンバー事業者

検索

特定個人情報の取り扱いに疑問があったら…

(どなたでもご利用いただけます)

「特定個人情報保護委員会苦情あっせん相談窓口」

電話相談

☎6441-3452

午前9時30分～正午、午後1時～5時30分
(土・日曜、祝日及び年末年始を除く)

相談例

- 事業者に苦情を申し立てたが、対応してくれない。対応に不満がある。
- 事業者により特定個人情報が漏えいしている。
- 自分の特定個人情報が適正に管理されていない。
- 特定個人情報に関する不適切な処理をしている業者がいる。 など

用語の説明

個人番号＝住民票のある方に1人1番号を付番する、12桁の番号です。

通知カード＝個人番号が記載された紙製のカードです。住所・氏名・生年月日・性別も記載されています。

個人番号カード＝個人番号が記載された顔写真付きのICカードです。住所・氏名・生年月日・性別等が記載されており、本人確認のための身分証明書として使えるほか、e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書があらかじめ搭載されています。

情報提供ネットワークシステム＝国が整備するシステムで、国や自治体などの各機関に設置され、法律等で定められた情報のやり取りに利用します。情報は一元化せず、必要な時にネットワークを通じて必要な情報のみ照会・提供を行います。

マイナポータル＝国が整備するシステムで、自宅等のパソコンから「個人番号を含む自分の個人情報をいつ、どの機関が照会・提供したのか」などを確認できます。詳しい機能は国が検討中です。

特定個人情報＝個人番号を含む個人情報のこと。